



2020年6月29日

各位

会社名 株式会社 トーエル
代表者名 代表取締役社長 横田孝治
(コード：3361 東証第一部)
問合せ先 上席執行役員 管理本部副部長 笹山和則
(TEL 045-592-7777)

**役員退職慰労金制度の廃止および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の
譲渡制限付株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ**

当社は、2020年6月29日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止および2018年6月27日開催の取締役会において導入した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の一部改定を決議し、これらに関する議案を2020年7月30日開催予定の第57回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止について

当社は、役員報酬制度見直しの一環として、役員退職慰労金制度を2020年7月30日開催予定の本総会終結の時をもって廃止いたします。現任の取締役のうち、本総会後も引き続き在任する取締役ににつきましては、本総会終結の時までの労に報いるため、本総会終結の時までの在任期間を対象とし、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を打ち切り支給することとし、各取締役の退任時に支払う予定です。各取締役に對する退職慰労金の打ち切り支給については、本総会に付議いたします。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）の譲渡制限付株式報酬制度の一部改定について

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、2017年7月27日開催の第54回定時株主総会において、年額800百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、また、本制度に係る報酬については、2018年7月27日開催の第55回定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠として年額50百万円以内（発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内）とすることをご承認いただいておりますが、今般、役員報酬制度見直しの一環として、株主の皆様とのより一層の利益共有を図ることを目的として、当該報酬額を年額100百万円以内に改定することといたします。

また、対象取締役は、本制度に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年130,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効

力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とします。

なお、その他の内容については変更ありません。

以 上